第1回 横浜市市有建物を活用した障害者雇用創出・就労啓発事業における 運営事業者選定委員会 次第

日 時 平成29年8月29日(火)

14:00~16:00

場 所 関内駅前第2ビル

3階会議室

≪次 第≫

(現地見学 13:30~13:50(20分))

1 開会 14:00~14:05 (5分)

2 障害福祉長部長あいさつ 14:05~14:10 (5分)

3 委員紹介、委員長選出 14:10~14:20 (10 分)

4 事業の概要について 14:20~14:30 (10分)

(1) 横浜市の障害者就労支援施策について

資料1

(2) 横浜市市有建物を活用した障害者雇用創出・就労啓発事業にかかる

運営事業者公募について

資料2

5 議事 14:30~15:30 (60 分)

(1)募集要領の内容について

資料3

(2) 運営事業者の選定方法について

資料4

6 閉会 15:30~15:40 (10 分)

次回開催予定

平成29年11月を予定(時間及び場所は未定。)

横浜市市有建物を活用した障害者雇用創出・就労啓発事業における

運営事業者選定委員会委員

(順不同・敬称略)

氏 名	所 属	分 野	備 考
真保 智子	法政大学 現代福祉学部教授	学識経験者 (社会福祉)	横浜市障害者就労支援推進 会議 (横浜市障害者施策推進 協議会の下部組織) 委員長
^{かげやま} まこや 影山 摩 子 弥	・横浜市立大学教授・横浜市立大学 CSR センターLLP センター長	学識経験者 (経済)	
くらいし ひろこ 倉石 尋子	中区関内地区民生委員児童委員協議会副会長	地域福祉 関係	
のもと ふみお 野本 史男	神奈川県障害者雇用促進センター雇用促進課課長	労働行政 関係	
もり かずお森 和雄	横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター担当理事	弁護士	横浜市障害者施策推進協議会委員
たりい きょし 荒井 清 志	荒井清志公認会計士事務所	公認会計士	日本公認会計士協会神奈川 県会より推薦

計6名

事務局

おとよし きわむ 本吉 究	横浜市健康福祉局障害福祉部長
やまだのほと	横浜市健康福祉局障害企画課長
えばら はん 江原 顕	横浜市健康福祉局障害企画課就労支援係長

横浜市の障害者就労支援施策について

1 現状及び課題

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)
 - ・事業主に対し身体・知的障害者の雇用を義務づけ 【法定雇用率】民間企業…2.0% 国、地方公共団体等…2.3%
 - ・法定雇用率の算定基礎に精神障害者が算入することによる法定雇用率の引き上げ(H30.4月~) 【法定雇用率】民間企業…2.2% 国、地方公共団体等…2.5%
 - ※平成33年4月までには、さらに0.1%引き上げ
 - ・事業主の経済的負担の調整 ※適用対象:労働者 100 人超 雇用率未達成事業主から不足1人につき月額5万円徴収 雇用率達成事業主に超過1人につき月額2万7千円支給
- (2) 現状及び課題
 - ・雇用されている障害者の数が毎年増加 特に精神障害者の伸びが高い
 - ・実雇用率が法定雇用率を下回っている 法定雇用率達成企業の割合は5割以下
 - ・就労を希望する障害者の人数は増加傾向

	全国	神奈川県	横浜市
実雇用率	1. 92%	1.87%	1.87%
雇用率達成企業割合	48.8%	46. 7%	42.6%

(神奈川労働局発表:平成28年6月1日現在)

2 横浜市の施策

(1) 横浜市中期4か年計画(平成26~29年度)

【施策 14】障害児・者福祉の充実・・・障害者の就労支援 及び 雇用促進 を目標に掲載

(2) 横浜市第3期障害者プラン (平成27~32年度)

【テーマ5】働く・活動する・余暇を楽しむ

・・・障害者の就労支援策の一つとして、企業等に対する障害者雇用促進の啓発 を掲載

3 横浜市の障害者就労支援施策

(1) 障害者就労支援センター事業

障害者の就労・定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営を行い、就労を希望している障害者への継続した支援を関係機関等と連携して行う。

(2) 障害者共同受注·優先調達推進事業

よこはま障害者共同受注総合センターの運営等により、企業等から障害者施設への発注促進や自主製品の販路拡大などにかかる包括的なコーディネートを行う。

(3) 障害者就労啓発事業

障害者や企業等を対象に障害者の就労・雇用への理解を広げるため、啓発を行う。

【公共施設活用事業】

市有建物を活用(貸付)して障害者の雇用の場の創出及び障害者就労に関して市民や企業 等の理解を促進するための啓発活動を行う。

障害者就労啓発事業(公共施設活用事業)について(1) <JR関内駅高架下>

1 趣旨

障害者就労啓発事業における公共施設活用事業では、平成4年にふれあいショップ事業を開始し、障害のある方の雇用の場を創出するとともに、市民への啓発を行っています。

平成 24 年3月末に法人の事由により撤退したJR関内駅北口高架下のふれあいショップについては、障害者の就労支援に関する事業等として、JR関内駅北口整備事業完了後も同地区にて継続する方針となっています。

この度、32 年度のパラリンピック・パラトリエンナーレ同年開催の予定を背景に、その後も 永続的に共生社会を推進するため、障害者の就労啓発事業の一環として、障害者のスポーツや 文化・芸術活動に寄与する施設を整備することに伴い、新規運営事業者の公募を行います。な お、運営事業者に対しては障害者雇用に配慮した上で有償貸付を行う予定です。

2 経過

平成4年12月 ふれあいショップかもめ開所 (NPO 法人横浜市手をつなぐ育成会) 平成24年3月末 運営法人の事由により撤退

3 本協議会に諮る理由

事業者の選定にあたっては、障害者雇用の創出及び普及啓発により、本市障害者施策の推進に寄与することから、障害者基本法第36条第1項2号に定める「障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項」であるため、同法第36条第3項に基づき条例で設置された本協議会に諮ります。

4 選定方法について

(1)選定委員会による審議など

事業者選定においては、専門的かつ詳細な調査又は討議を行う必要があるため、本協議会に下部組織(選定委員会)を設置し、専門的な審議をいただいた後、選定委員会において選出された事業者候補を協議会において最終的に審議いただきます。

(2) 選定委員会開催期間

平成29年度(2回開催)

(3) 選定委員構成

学識経験者2名(社会福祉、経済)、地域福祉関係者、労働行政関係、弁護士、公認会計士

5 スケジュール

平成29年7月6日 29年度第1回横浜市障害者施策推進協議会(本日)

29年8月 第1回選定委員会開催、公募開始

9月 応募受付開始

10月 募集締切

11月 第2回選定委員会開催

29年度第2回横浜市障害者施策推進協議会 (事業者選定)

6 公有財産の概要

所在地:中区港町2丁目9-2

敷地面積:102.32 m²

最寄り駅: JR関内駅下車1分

近隣図:



横浜市市有建物を活用した障害者雇用創出・就労啓発事業実施要綱

制 定 平成 29 年 1 月 25 日健障企第 2332 号 (局長決裁) 最近改正 平成 29 年 8 月 9 日健障企第 1162 号 (局長決裁)

(趣 旨)

第1条 この要綱は、市有建物を活用して障害者の雇用の場を創出するとともに、 障害者就労に関して市民や企業等の理解を促進するための啓発活動を行うために 実施する「横浜市市有建物を活用した障害者雇用創出・就労啓発事業」について 必要な事項を定めるものとする。

(対象の市有建物)

第2条 対象の市有建物は別表のとおりとする。

(事業内容)

- 第3条 横浜市は本要綱に基づき決定する事業者(以下、「運営事業者」という。) に市有建物の貸付けを行い、運営事業者は市有建物において次の各号に掲げる事項を行うこととする。
 - (1) 一定以上の障害者を雇用すること。
 - (2) 障害者就労に関する普及啓発活動を行うこと。

(運営事業者の決定)

- 第4条 運営事業者の選定にあたっては、別に定める募集要領に基づき公募を行い、 横浜市障害者施策推進協議会条例(昭和46年6月5日条例第29号)に基づく横 浜市障害者施策推進協議会(以下、「協議会」という。)の下部組織である横浜市 市有建物を活用した障害者雇用創出・就労啓発事業における運営事業者選定委員 会の審議を経て協議会の意見を聞き、市長が決定する。
- 2 前項による決定について、運営事業者選定結果通知書(第1号様式)により応募した者に通知するものとする。

(貸付期間)

第5条 市有建物の貸付期間は5年とする。

(貸付料)

第6条 市有建物の貸付料は、不動産鑑定に基づいた価格とする。

(関係書類の提出)

- 第7条 健康福祉局長は、毎年運営事業者に対して、次の各号に掲げる関係資料の 提出を求めるものとする。
 - (1) 年間事業計画書
 - (2) 障害者雇用状況報告書
 - (3) 普及啓発活動報告書
- 2 運営事業者は、前項に掲げる関係資料の他、運営状況を明らかにした書類を整備しなければならない。

(関係機関との協力)

第8条 運営事業者は、関係機関と十分に連携をとりながら、事業が効果的に行われるよう努めなければならない。

(その他)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附則

この要綱は、平成29年1月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年8月9日から施行する。

別表

場所	施設名	
南区浦舟町3丁目46番地	浦舟複合福祉施設 9階(一部)	
中区港町2丁目9-5	(仮) J R 関内駅北口就労支援施設	

第号平成年月日

運営事業者選定結果通知書

様

横浜市長

平成 年 月 日に応募申請のあった横浜市市有建物を活用した障害者雇用創出・就労啓発事業における運営事業者公募の選定結果について、次のとおり決定しましたので通知します。

1 選定結果の内容

運営事業者として、 選定されました。 / 選定されませんでした。

2 選定理由

横浜市市有建物を活用した障害者雇用創出・就労啓発事業における 運営事業者選定委員会設置要綱

制定 平成 29 年 1 月 25 日 健障企第 2332 号 (局長決裁)

(趣旨)

第1条 横浜市市有建物を活用した障害者雇用創出・就労啓発事業実施要綱に基づき、市有建物を活用して障害者の就労の場を創出し、かつ障害者雇用の啓発を行う運営事業者を、公平かつ適正に選定するため、横浜市障害者施策推進協議会運営要綱第5条に定める横浜市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の部会として設置する横浜市市有建物を活用した障害者雇用創出・就労啓発事業における運営事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置するにあたり必要な事項を定める。

(委員会の所掌事務)

- 第2条 委員会は、次の各号に定める事項について審議するものとする。
 - (1) 募集要領の内容
 - (2) 運営事業者の選定方法
 - (3) 運営事業者の選定
 - (4) その他選定に関すること

(委員会の組織等)

- 第3条 委員会の委員は、市長が委嘱した学識経験者、地域福祉関係者、労働行政関係者、弁 護士及び公認会計士をもって構成する。ただし、委員には協議会委員を含むものとする。
- 2 委員会に委員長を1人置く。
- 3 委員長は、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会の議長となる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじ め指名する者がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の開催及び議決)

- 第5条 委員会は委員長が招集する。ただし、第3条第2項に定める委員長が置かれるまでは、 市長が招集する。
- 2 委員会は委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員会において議決をとる場合は、出席委員(委員長を除く)の過半数を持って決し、可 否同数の場合は、委員長が決する。

(関係者の意見聴取)

第6条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、横浜市障害者施策推進協議会 条例第6条に基づき関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。 (委員の責務)

- 第7条 委員は、第2条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。
- 2 委員は、直接間接を問わず、応募した者及び応募することが見込まれる者と、選定に関して接触してはならない。
- 3 委員は、応募した者との関与の有無について、確認書(第1号様式)を提出しなければならない。
- 4 委員は、前2項及び3項において応募した者との関与が認められる場合、その他公正、公平又は中立を妨げる事情があると認められる場合は、その職を辞さなければならない。
- 3 委員は、委員会を通じて知り得た個人情報を公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、横浜市及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(庶務)

- 第8条 委員会の庶務は、健康福祉局障害企画課において行う。
- 2 事務局員、その他委員会に出席した者は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。ただし、横浜市及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年1月25日から施行する。

確認 書

私は、横浜市市有建物を活用した障害者雇用創出・就労啓発事業における運営事業者候補の選定にあたり、次のことを確認します。

- 1 私は、過去5年以内に応募した者の役員等であったことはありません。
- 2 私の父母、祖父母、配偶者、子、孫又は兄弟姉妹に、過去5年以内に応募した者の役員等であった者はいません。
- 3 私は、横浜市市有建物を活用した障害者雇用創出・就労啓発事業における運営事業者候補 の選定に関し、応募した者(応募した者から依頼を受けた第三者を含む。)から金銭、物品そ の他の利益を受ける、もしくは受ける約束をしていません。
- 4 私は、応募した者に対し請負をする者もしくはその者の役員等ではありません。
- 5 私は、中立公平な審査、選定を行います。

平成 年 月 日

横浜市長

(署名または記名・押印)

氏 名